

源 頼 家 伝 考

(二)

——和歌六人党の成立をめぐる——

増 淵 勝 一

一 頼家の転身——受領国司への道——

備中は真金、吹く吉備の中心である。北は山谷峻深、鉄を産し、南は田野広展、米・大豆・紙麻を生ずる。京から陸路五日、貢物携帯の上りは九日、船路で十二日の、いわゆる中国である。『延喜式』『大日本地名辞書』

新司頼家は、国庁現総持の高殿から、この豊かで、明るい大地を、やや落着きなく、もの珍しげに眺めていた。彼は、父頼光の本拠摂津国川辺郡多田の地へは何回か下っていたが、そのときは父や近親の者の導くままに歩けばよかった。ところが、今度はそれほど遠隔地ではないにしろ、自分が配下の一行を指揮して、都をかなりの期間にわたって離れるのである。マザー・コンプレックスの子は独りで他国へ出かけることを苦手と言われるが、三十四歳になった母っ子の頼家にも、多少はその気配が残っていたのであろう。眠れない数夜を経たあとの国見は、一種の興奮を伴ったものであった。

後年とりどりの歌会や催しの折に詠出された、頼家の、

「旅宿待月心」を

おぼつかかな有明の月の出でかねしいかなる山の麓なるらむ
『統詞花集』

卷十五
「旅」

所々の名を四季に寄せて人々歌詠み侍りけるに、「三島江の

春の心」を詠める

春霞かすめるかたや津の国のほのみしま江の渡りなるらむ
『詞花集』卷九「雑上」『後葉集』「雑一」

九「雑上」『後葉集』「雑一」

「山家待春心」を詠みける

山里に朝げの煙たな引くを春にさき立つ霞と思はむ
『統詞花集』卷六「冬」

等の歌は、この頃の心境を回想してのものであろう。

頼家にとって、この備中への赴任は、地方官としての最初の経験であった。見るもの、聞くものすべてが新しく、また珍しかった。京との連絡・国政執務・民情視察など、多忙ではあったが、充実した日々を送っていた。あれほど好きであった和歌は、時間的なゆとりがなく、とうてい作れそうにもなかった。国務をとりしきり、経済的な余裕を獲得することも、将来の生活を考えれば、一時的には必要なのである。

「関白家政所下文案」に、連署して「別当播磨(守)源朝臣 散位藤原朝臣 前備中守藤原朝臣 右馬頭源朝臣……」以下の名が見えるが、この「前備中守藤原朝臣」は、頼通家政所の上部構成員の一人であるところから推して、頼家前々任の藤原邦恒と考えられよう。『造寺記』永承三年正月十三日条に頼通家司として邦恒の名もあがっている。ちなみに、頼家は関白家の蔵人所に所属していた前稿「源頼家」長久三年(一〇四二)閏九月、頼通が有馬温泉に出かけたあとの留守所で、六人党に名を連ねる、義清・重成長・経衡・為仲らが詠歌に興じている。しかるに彼らの同僚の頼家の名が見えないのは『故侍中左、もちろん彼が備中の国庁にあったからであろう。もつとも授津は多田の地に近い、有馬の湯ということ、頼家は備中から頼通の一行に合流・従駕したとも考えられる。

備中は丹波と交替に大嘗会の主基国を勤仕するしきたりになっており、皇室との関係が深い、また頼通家司の邦恒や威子中宮の権亮兼房などの赴任に見るように、関白家とのつながりも濃厚な国である。出挙の正税・公廩・雑稻の計七十四万三千束であつて、播磨の九十八万一千束や備前の九十一万七千束弱には及ばぬけれども、備後(六十二万五千束)・安芸(六十三万二千束)・周防(五十六万束)等の山陽諸国よりもはるかに豊かな上国である。『延喜式』卷二十六 関白頼通が腹心の部下の一人である頼家を当国守に推挙したのも当然であろう。

それに、前朝長元元年(一〇二八)の前上総介平忠常の反乱の頃から、各地では国司や僧徒・神官らの暴力沙汰が目立ってきていた。後朱雀朝長元九年(一〇三六)七月十一日には、近江国の百姓数百人が陽明門に至って国守藤原実経を訴え『範圍』また翌長暦元年五月十五

日には、安樂寺が大宰権帥藤原実成を訴えて、これを替補・除名させるまでに至り。『行親記』同日条・同年八月九日条、同月二十日には但馬守源則理が石清水八幡宮の神官と鬭争して土佐に流されている『行親記』同年閏四月八日条。さらに同年九月の八十島祭の折には勅使蔵人左衛門五月二十日条。

尉藤原章経が中宮使中宮属重則を凌轢して、翌月除籍になり同記同月十月六、翌二年(一〇三八)十月には但馬の百姓が宮門に参集して訴

状を奉り『史料綜覽』卷二 同月二十七日には大僧正明尊の座主補任に反対する僧徒二、三千人が下山して公門のもとに殺到したという『春記』

長暦三年(一〇三九)に入ると、二月十五日大神宮の禰宜らが神民を率いて入京し、雑事十三か条を奏請して十二か条までが許され『太

諸雑事、同月十八日には座主補任をめぐって天台僧徒が頼通の高倉第に敷訴したが『扶桑略記』 不満を解消できぬ僧徒らは翌三月十六日、ついに高倉第に火を放った同記。ついで六月二十七日内裏焼亡。十月三十日には綾織らが関白第に乱入して機物を切るなどした『春記』。また十二月二十三日には仁和寺親王の僧弟子が東宮の部下を凌辱している同記。さらに頼家が備中守に任せられた長久元年(一〇四一)四月十日には盜賊が前肥前守藤原定任を殺すという事件まで起っており同記、同月二十八

日の陣の座では、蔵人頭藤原資房の記すところによると、
：京中帯弓箭者遍満、又濫悪之法師等、以刀劍横行、暴悪為宗、又放火之者連々不休、如此之事、是偏王化之滅也、然而不可不禁

止件事、為之如何、陣定申可左右也、

と、盜賊・悪僧の横行が嗟嘆され、これへの対策が議せられている同記。

こういう不穏な世情の中で、受領国司や検非違使・衛士らには、それ相応の武勇の力を備えたつわものを選ばれるのも不思議ではなかった。六人党関係では、頼家の甥の頼実が頼光―頼国の血を承けてしかりであり、土佐へ配流になったとも伝えられる『尊卑』。また経衡は、

早く長元六年(一〇三四)十二月藏人式部少丞のときに、当時左近少将であった資房を殿上の前で理由もなく引き落すという暴力事件を起こしている拙稿「和歌六人党伝考」『和歌文学研究』第二十六号(昭和四十五年七月刊)。なお、頼実異母兄の

検非違使左衛門尉頼資も上野権介橘惟行の訴えによって土佐配流の憂き目に会っている『尊卑』。彼らは単に風流韻事を楽しむだけの徒では

なかった。力があつた。たから(財)もあつた。その勢威が権貴をしのごことを自覚せずして、彼らはこの権威社会への参加を念じ、それへのパスポートたる風流韻事のまねごと、とに努めていた、と極言できなくもない。貴権は彼らの力を利用し、彼らは貴族階級の末席に加えられることで満足していたのである。

頼家が特に面白頼通から備中行きを命ぜられ、また国務に没頭せざるを得なかつたのは、こうした時代の趨勢があつたからでもあつた。

もつとも備中守とはいっても、それほど都から離れているわけでもなく、頼通の家司という立場上、頼家は任中しばしば上京してははずである。そこで「事繁き世にて」ひと月以上も延期になった長久二年(一〇四二)四月七日の「源大納言師房家歌合」に出詠を求められたり、また同僚の橘為仲や、能因法師・相模・永胤法師らとも会合できたのである後述参照。

二 道雅三位西八条障子絵合

備中守の任から解放された頼家は、永承元年(一〇四六)二月十九日の石清水臨時祭において、藤原師長・源経信らと共に歌人十名の中に選ばれ『年中行事』、声の良きで晴れの舞台上に復帰した。翌二年(一〇四七)夏には、兼房・家経・範永・経衡とともに「道雅三位西八条障子絵合」に選ばれて、障子絵をもとに四季の詠を奉進千葉義孝氏「藤原家経雑考」

障子絵合」に選ばれて、障子絵をもとに四季の詠を奉進千葉義孝氏「藤原家経雑考」。『語文』第三十七輯(昭和四十七年三月刊)・井上宗雄博士「左京大夫道雅について」『和歌文学研究』第三十一号(昭和四十九年六月刊)参照。総計十七番三十四首のうち、頼家の歌は、

人の家に梅の木ある所に水流れて、客人来たれるところ『後拾遺集』卷一経衡詠(六)詞書

1 梅の花匂ひことなる宿に來て折らぬ袖にも移りぬるかな

暮春、山道に桜見る人多かり。この人々そのはかた(ママ)

2 山桜咲かぬくまなき散る花は道をかへなでゆく人もなし

初めの夏、山里なる家にほととぎす待つ『範永朝臣集』(五)詞書

3 ほととぎす待つとて影を見つるかな水には声の映るものかは

川のほとりに菖蒲刈る人あり。橋のもとに馬をとどめて人これを見る

4 もろともに刈りつと聞きてあやめ草葺くべき宿に知らせてしがな

暮の夏、松原のしたに涼みする人々あり

5 松風も川瀬の波に通ひつつ音を聞くさへ涼しかりけり

暮の秋、森のもとに車をとどめて紅葉見る

6 散りぬべきもみぢを今はいかげせむ森の下草うち払はばや

暮の冬、山里に雪積れり。門の前に人來たり

7 山里に雪こそ深くなりにつれ訪はでも年の暮れにけるかな 『後拾遺集』

卷六(四)
一一二

の七首であった。しかるに1の「折らぬ袖にも移りぬるかな」、3の「水には声の映るものかは」、7の「訪はでも年の暮れにけるかな」など、いずれもことばの対照を意識したにすぎない凡作であり、また4・6の願望表現も平凡であり、かつ2の「山桜咲かぬ」と「散る花」との重複表現もわずらわしい。かろうじて5の「松風も」の詠が、画像をよく把握、口調もなだらかで、鑑賞にたえ得ているのが、わずかに救いとなつていよう。

この道雅の「山莊障子絵合」には、はじめ経衡が年下ということで撰にもれるかもしれないという風聞があつた。これを耳にした経衡は、自分の名籍を道雅に献せんとして和歌撰進の日に出かけたが、道雅と家経が経衡の「雪深き道にぞしるき山里はわれよりさきに人來ざりけり」『後拾遺集』を秀歌として撰んでいるのを聞いて、ひそかに帰つたという上巻『袋草紙』清輔はこのエピソードに対して、「執道有興事也」と評しているが、この頃から六人党のメンバーが、それぞれに歌道への執心を顕著にして来たという事実だけは認められるだろう。

実際、頼家の備中守在任の前後には、和泉式部長元七年(一〇三)・

藤原齊信同八年薨六十九歳・選子内親王同年崩七十二歳・藤原保昌同九年卒五十七歳・大中臣輔

親長曆二年(一〇三)・大江公資長久元年(一〇四)・藤原公任同二年薨七十六歳・同義忠

同年卒八十五歳・源為善同三・藤原公成同四年薨四十五歳・同定頼寛徳二年(一〇四)・

同実資永承元年(一〇四)らの、一条朝後一条朝の、いわば歌壇のオ

ーソリテイともいべき歌人たちが、つぎつぎと亡くなつていった。殊にその三船の才を称えられた公任の存在は大きく、『袋草紙』下に

よると、長元八年(一〇三五)五月の「賀陽院水閣歌合」の際には、

左方の丹波守济政・式部大輔資業・中宮大進義通・前甲斐守範国・丹後守憲房らの方人が、当時入道して北山の長谷にいた公任のもとに出向いて、歌を撰ばしめたという。このとき公任は能因の「時鳥来鳴かぬ宵のしるからば寝る夜も一夜あらましもを」の詠を「歌合には不似云々」としりぞけ、また「月影の更にひるまど見ゆるかな朝日の山

を出でやしぬらん」の詠をも、「更字別様也。不可入云々」と断じて

いる稻賀敏二氏「後冷泉朝の歌壇」『講座日本文学』後年竹田大夫国行は、白河の関で装束をひきつくろつて能因に敬意を表したというが

『袋草紙』、ここには、そういう神聖視された能因の姿はさらさない。上巻

なお、同じく『袋草紙』上の伝えるところでは、範永が藏人(一〇一)・

六補・当時のときに詠じた「住む人もなき山里の秋の夜は月の光も

淋しかりけり」の一首を、定頼が北山の入道公任万寿三年(一〇二六)に

送つたところ、公任は感嘆して「範永誰人哉。和歌得其体」と本歌の

おもてに書き付けたが、範永は定頼に頼んでこの墨付きの自詠を取り

よせ、錦の袋に入れて重宝にしたという稻賀氏前掲論文参照。

前稿冒頭にもかかげたように、『八雲御抄』卷六には、当時の歌壇

人知れずあらまじごとを我言ひし宿のすまゐを我が見つるかなとあって、能因が「備中前司の四条の家」を賞賛しているが、これはおそらく頼家邸を指すものと思われる。というのも、後一条朝末から後冷泉朝にかけての、邦恒・兼房・頼家・師成という備中守の継承において、能因と親密なる関係を有するのは、兼房と頼家の二人であり、かつ兼房に関しては、前記『能因法師集』(21)において「備中守兼房の館にて、歳暮和歌」と詞書しているから、「備中前司」とはあきらかに別人である。しかも、兼房の家は、『橋為仲朝臣集』(25)に、「中宮の亮兼房の二条の家」とあって、「備中前司の四条の家」とは完全に相違する。一方頼家は母の惟仲娘邸に成人後も住んだとすれば、それは三条・西洞院付近にあったから前稿「源頼家伝」ここから四条にかけてのところに住んでいたと考えれば、詞書の「四条の家」に合致する。(なお、『能因法師集』(22)には、月を見て「故備州源刺史」を憶って詠んだ歌も見えるが、これは長久三年八月一〇四二V十月に卒した備前々司源為善のことである『春記』同元年五月。『新古今集』卷八「哀傷」(七九)には本歌に詞書して、「源為義の朝臣身まかりにける又の年、月を見て」とあるが、「為義」が「為善」の誤りであることは、両者の存生期間の相違から推して自明である。)

頼家邸には、このほか雲林院供奉永胤法師左馬助藤原栄光の子や伊賀守高階泰仲成経男なども訪れたことがあった。『俊頼口伝集』下「連歌」百五十七に、

あゆはただただで参らせよ 頼家

しづぎよしとてまたなく吹きそ 永胤法師

これは頼家が、もとにて、人々遊びけるに、永胤と申す法師のありけるに、しづきといふ精進ものをさかなにてありけるが、まことに悪しく覚えけれど、これ悪しとも言はで見あたりけるに、あゆはただのいとよげなるを人々食ひののしりて、かく申したりければ、聞きもあへず、喜びながら付けたりけるとかや。伊賀の前司泰仲、この座に候ひて、語り候ふ。連歌は、世の末にも昔に劣らでぞ見え候ふ。

という話が見える。永胤・泰仲以下の人々が頼家邸に集い、夏の日を涼みながら遊宴に興じているさまが目には浮かぶようである。他の連中があゆを「食ひののし」っているのに、永胤はどくだみがさかなでは、いくら出家の身とはいえ、あまりに差がありすぎる。あるじがあゆの大盤ぶるまいをしているのに、ちよつとはこつちの身にもなつてくれと、即興の付句で抗議して、一座大爆笑になったことである。

能因が頼家邸を訪れ始めたのは、為仲の訪問と前後する頃、つまり頼家の備中守時代(一〇四〇—一〇四四)である。それから頼家が備中から帰京してからも、時折は彼の邸に立寄っていたわけであるが、それは能因が伊予と都との間を頻繁に行き来していた永承初年(一〇四六)から同五年(一〇五〇)前後にかけての頃であったのだろう。

四 能因法師の四国下向について

ここでいささか横道にそれるが、能因の伊予と京との往還の時期を

究明して、いまひとつはっきりしない能因の在京期間について、若干の考証をしておこう。

能因の伊予下りに関して、犬養廉氏は、『能因集』に「長曆四年八月久元一〇四〇春、伊予の国に下りて云々」と詞書する詠⁽²⁰⁸⁾があり、また「長久二年之夏」に詠んだ歌⁽²¹¹⁾が『金葉集』卷十「雑下」^(五六)では「範国朝臣に具して伊予国に罷りたりけるに、正月より三、四月

までいかにも雨の降らざりければ云々」と詞書されているが、『能因集』には別に「上洛之日」に詠んだ「葦火焚く難波の浦を漕ぎ分けていくとせといふに都見るらん」の一首⁽¹⁴⁰⁾があるので、長久元年正月下向ののち、「伊予滞在は、一、二年に及び、その帰京は長久三年或は同四年早々のことであらう」と説かれる。なお、『後拾遺集』卷八「別」^(四八)の源兼長詠の詞書には、「能因法師伊予国より上りて、又帰り下りけるに、人々馬のはなむけして、『明けむ春上らむ』と言ひ侍りければ詠める」とあるので、一旦上京した能因は長久四年(一〇四三)に再び伊予に下向したと考えられた同氏「和歌六人党に関する試論」『国語と国文学』昭和三十一年九月号。

これに対して千葉義孝氏は、永承五年(一〇五〇)正月に讃岐守に任ぜられて、同年七月に任国に下った藤原家経が、同年以後の某年「正月、讃岐より上るほどに、河尻にて入道能因の『急ぐことありて罷りぬ』と言へるに遣はず」ことがあったので『藤原家経朝臣集』、^(一〇五・一〇六)「これを長久四年の能因伊予下りの際とする説もあるが、家経側から見ると問題が残る」とされたが、また「能因は随時随所に他行し、その足跡はほとんど全国各地に及ぶ漂泊の歌人であったから」、この贈

答を「長曆四年乃至は長久四年の伊予下り―別な折に伊予に下向したことは考えられるが―だけに限定して考えなければならぬ理由はささら無い」とも説かれている「藤原家経集考」(前掲)

能因が長久元年(一〇四〇)春に伊予に下向して、翌年夏に、天の川苗代水にせき下せあま降ります神ならば神

と詠じた事実は、家集に年時が明記されているので問題はない。ただし、『金葉集』や『袋草紙』^上卷がこのとき「範(実) 国朝臣に具して」能因が下ったと伝えるのは誤りである。当時の伊予守は長曆三年(一〇三九)正月二十六日に任ぜられた式部大輔藤原資業であって『公卿補任』範国は美作守であったと思われるからである『春記』長曆二年十一月二十二日条参照。(なお、伊予権守には源隆国が長久元年正月から同四年まで在任している『公卿補任』)

能因が伊予からいつ上京して来たかはわからない。しかし永承四年(一〇四九)十一月九日の「内裏歌合」には沙弥能因が参加していた『八雲御抄』卷二。 もっとも、能因は再び四国へ下ったらしく、『橘為仲朝臣集』甲本⁽²²⁾には、為仲と能因との、

四月のつごもりがたに、淡路に下るに、河尻にて、夜傍はなる舟に、能因入道が下り会いて、物語するに、盃をとりに
五月待つ難波の浦のほととぎすあまのたくなは繰り返し投げ
このほどほととぎす鳴き渡りき。大和の入道五月に入道になりて後のことなるべし。

ほととぎす鳴きて過ぐなり難波瀉あしまの千鳥しばし音すな
という贈答歌が見える。この折も、あるいは千葉氏が説かれた如く、

能因の伊予下りだけに限定して考える必要もないわけだが、「河尻」といい、「下り会いて」といい、為仲と同じ方向への船旅を自然に言ったもので、四国への下向と見てさしつかえないだろう。

ところで、為仲の淡路赴任は、彼が永承二年（一〇四七）十二月一日には藏人正六位上式部少丞に在任しており『朝野群載』巻五、かつ翌三年（一〇四八）には駿河権守に昇進しているから『造興福寺記』同年白高野山御参詣記、これが藏人の巡爵に預ったものとして、永承二年同年十月十一日条『岡一男先生』源氏物語の基礎的研究（昭和二十九年一月刊）。また長暦元年（一〇三八）十月には淡路守源定季頼定四六頁参照。また長暦元年（一〇三八）十月には淡路守源定季頼定四六頁参照。また長暦元年（一〇三八）十月には淡路守源定季頼定四六頁参照。

が左少将に任ぜられており、彼も五位の身分である『職原鈔』。そこで為仲も叙爵をうけた永承三年（一〇四八）以後に淡路守となったのであるが、上記の定季が長久二年（一〇四一）まで在任したとすれば、以後寛徳二年（一〇四五）および永承四年（一〇四九）が任限となるはずである。しかるに為仲は同二年末までは藏人であったのだから、この両期に為仲が淡路守に任命されることはなく、おそらくは永承五年（一〇五〇）春の除目で、任期半ばの駿河権守から淡路守へ遷任したのである。

なお、前掲の「五月待つ」の詠に施された左注によると、為仲と能因との邂逅は、「大和の入道、五月に入道になりて後のこと」であったという。この「大和の入道」は、たぶん源頼親をいうのであろう。というのは、頼親は頼光の舎弟、つまり頼家の叔父であって、六人党や

為仲との関係が深い上に、大和守には長元四年（一〇三一）『左経記』

二十八日条・『小右記』ならびに永承元年（一〇四六）同五年（一〇五）同年正月

同八月二十九日条等『平安遺文』六三八・『造興福寺記』同二年五月

〇一月の間二十日条・『扶桑略記』同五年一月二十五日条等

し、しかも大和国豊島郡に住んで、いわゆる大和源氏の祖となつてい

る『尊卑』。かつ頼信は、興福寺の訴えによって永承五年一月二十五日

に土佐に配流されている『扶桑』。そこでこの事件を契機に出家して、

「大和の入道」と呼ばれる可能性は十分過ぎるぐらいあったと考えら

れるからである。淡路に向う為仲が「大和の入道」の入道したことを

想起したのも、自分の赴任地と同じ煙波の彼方の南海道であったこと

に起因しているのであろう。

また、同じく『橘為仲朝臣集』甲本(24)によると、為仲は淡路下向の

際に、「尾張守の『淀なる所の田植多ん。見て下れ』と、とどめられ」

たというが、この「尾張の守」は、同集の先行部(18)に見える「尾張守

俊綱」を指すのであろう。俊綱頼通男・橘俊遠養子は永承三年（一〇四八）三月

に越前権守であったから『造興福寺記』前任は為仲と同じく六位の

藏人であったのだろう。俊綱は天喜四年（一〇五六）四月三十日の「皇

后宮寛子春秋歌合」の折には丹波守に在任しており、そうすると、その尾

張守在任は永承三年以降天喜四年以前と考えられる。ところが尾張守

には範永が長暦元年（一〇三七）に任ぜられており『範永朝臣集』奥書、つづ

いて長久二年（一〇四一）および寛徳二年（一〇四五）・永承四年（一

〇四九）の任命が推測されるが、永承元年（一〇四六）十月には範永

女婿の藤原公基為光が当職についていた『年中行事秘抄』四月。そうとすれば、

俊綱が尾張守に榮進したのは永承四年以降ということになる。

ここにおいて、為仲が淡路守として下向したのは、永承五年(一〇五〇)四月つごもり方と推断されるときに、河尻にて下向する能因に出会ったのも、その折と考えられるのである。もつとも能因は、同年六月五日の「祐子内親王歌合」や同年十一月の「俊綱朝臣家歌合」には和歌を献じているが、在京していたかどうかは不明である。が、いずれにしてもこのときの下向はごく短期間のものであったらしい。

能因の伊予下向は、さらに千葉氏が疑義をさしはさまれるものの、

永承五年(一〇五〇)以降の某年正月、おそらくは同六年正月に家経

が讃岐から上京した際に行なわれているものと予想される 同氏「藤原家経雑考」

(前掲) 参照。 それというのも、両者の出会いは為仲の場合と同じく河尻で

あり、かつ家経が讃岐より上るほどに、能因の「いそぐことありて、罷かりぬ」とあって、どこへと明示がないのは、能因の四国への下向

を当然のこととして記している趣が感得されるからである。家経が讃

岐守に任ぜられたのは、長久元年(一〇四〇)六月に藤原邦恒がこれ

に任ぜられており 「春記」同、月八日条、また永承二年(一〇四七)一月にはそ

の任を去っていたので 「造興寺記」同、月二十一日条、二年延任して六年間在任した

とすると、次守藤原某は永承元年(一〇四六)同四年(一〇四九)末

までの任限となり 「平安遺文」六四、四・六四五参照、家経が永承四年(一〇四九)十一

月九日の「内裏歌合」に文章博士の資格で出詠しているところからも

推して、千葉氏が『家経集』の排列から考えられたと同じく、同五年

(一〇五〇)正月のこととしてよいだろう。

その『家経集』の排列は千葉氏が明らかにされたように、きわめて正確で、今これを通覧すれば、同集の百八首は、

- ① (1) ~ (5) 春 (1) ・ 秋 (3) ~ (5)
- ② (6) ~ (39) 春 (6) ・ (7) ・ 夏 (8) ~ (17) ・
- ③ (40) ~ (62) 秋 (21) ・ (33) ・ 冬 (34) ~ (38) ・
- ④ (63) ~ (75) 春 (40) ・ (41) ・ 夏 (42) ~ (57) ・
- ⑤ (76) ~ (81) 秋 (58) ・ 冬 (59) ~ (62) ・
- ⑥ (82) ~ (92) 春 (63) ~ (65) ・ 夏 (66) ~ (70) ・
- ⑦ (93) 春 (71) ~ (75) 秋 (63) ~ (65) ・ 夏 (66) ~ (70) ・
- ⑧ (94) ~ (104) 春 (76) ・ 夏 (77) ~ (81) ・
- ⑨ (105) ~ (108) 春 (82) ~ (84) ・ 夏 (85) ・
- ⑩ (109) ~ (112) 秋 (86) ~ (90) ・ 冬 (91) ・ (92)
- ⑪ (113) ~ (116) 春 (86) ~ (90) ・ 冬 (91) ・ (92)
- ⑫ (117) ~ (120) 春 (93) ~ (97) ・ 夏 (98) ~ (102) ・ 秋 (103) ・ (104)

という、九春秋にわたつてのものであることがわかる 数字は『家経集』の配歌番号

このうち、⑥ ~ ⑧ 群の冒頭歌には、それぞれ、

- ⑥ (82) 同三年閏正月三日、除目に司賜はらで、人のもとに言ひやる
- ⑦ (93) 永承四年十一月九日、殿上歌合「月」
- ⑧ (94) 同五年、賀陽院一品宮歌合「桜」

という詠作時を示す詞書が付けられている。そうとすれば、千葉氏が

指摘されたように⑤群の「道雅三位西八条障子絵歌合」は、永承二年（一〇四七）夏の開催と考えてよいが前記参照。注目すべきは、⑤から⑥へかけての排列法である。すなわち、

⑤ (75) 落葉埋菊

⑥ (76) (詞書なし)梅の花散る木の下に行く水の流れを見てや人の来

つらん

道雅三位西八条障子絵歌合

(78) (77) 川のほとりにあやめ刈る人あり……

と続くのであるが、実は(76)の詠は、萩谷朴氏の『平安朝歌合大成』第四卷・一五四には指摘されていないが、(77)と(81)の詠と同じく「道雅三位西八条障子絵歌合」の折の作品である。⑧の永承五年六月五日の「祐子内親王歌合」の詠は、(94)「桜」・(95)「郭公」・(96)「鹿」と、詠出された順に歌題とともに配置されているが、⑥の(76)と(81)は、(76)が総体的な「道雅三位西八条障子絵歌合」の詞書からはずされて前置され、かつ本歌および(77)には歌題が欠落している。これは、おそらく家経の詠草を春夏秋冬の季節の推移ごとにまとめようとした、家経ないしはその他の編者の、編纂意図に基づくものと考えられよう。『家経集』の編者は、⑤と⑥との年代の違いを示すために、「障子絵歌合」の詠である「梅の花」の歌を、(75)のあとに別置したのであろう。

そうすると、千葉氏が⑥と⑧の年代的配列を基準に、⑤の「障子絵歌合」に及んで、これを永承二年の詠とした規則を、残りの歌群にも応用することができるかと思う。つまり、『家経集』の詠草は、たぶん、

① (1) 長久四年(一〇四三) 春・秋

② (6) 寛徳元年(一〇四四) 春・冬

③ (40) 二年(一〇四五) 春・冬

④ (63) 永承元年(一〇四六) 春・秋

⑤ (76) 二年(一〇四七) 春・夏

⑥ (82) 三年(一〇四八) 春・冬

⑦ (93) 四年(一〇四九) 冬

⑧ (94) 五年(一〇五〇) 夏・秋

⑨ (105) 六年(一〇五一) 春

という正確な年代的配列になっているものと思われる。したがって、これによって家経が能因と、

正月、讃岐より上るほどに河尻にて、入道能因の「急ぐこと

ありて、罷りぬ」と言へるに遣はす

(105) ぶりすてて君しもゆかし難波鴻筆の角ぐむ春も来ぬるに

返し、能因

(106) 命あらば世語りせん思ひ出でて難波の浦に逢へる君かな

という贈答を行なったのは、永承六年(一〇五一)正月のことと考えられるのである。

さらに、①と⑨の年代的配列が正しいとすれば、『家経集』の②・

③群には、家経と下向する能因との贈答(21)と(22)・(58)と(62)が見えるので、それぞれ寛徳元年(一〇四四)秋と翌二年(一〇四五)冬のこととなる。ただし、後者は、(60)「返し、伊予に下るほど」・(61)「同

入道、伊予より送れる歌」という詞書が連続して見えるので、能因の伊予下向の折の詠であることは明白だが、前者の場合、(22)「昔にのみ聞く高砂の松風に都の秋を思い出でよ君」の詠に「高砂の松」が詠み込まれているので、このときは能因は播磨に下向したとも思われる。ところが、『範永朝臣集』(98)~(100)に、

古曾部入道能因、伊予へ下るに

年経とも人し問はずは高砂の尾上の松のかひやなからむ

くだ(ん)の法師、下向の由を告げずとて、経衡

惜みけむ折を知らさぬ君はなを行く人よりも恨めしきかな

返し

告げずとも尋ねざりけむ我が身をぞ恨みもすべき人よりも待つ

という能因の伊予下向をめぐる範永と経衡との詠草が見え、ここにも「高砂の尾上の松」が出てくる。さらに『家経集』の(21)「春は花秋は月にと契りつつけふを別れと思はざりせば」の一首は、『後拾遺集』卷八「別」^(四八)に「能因法師伊予の国に罷り下りけるに、別れ惜しみて」と詞書されているので、能因は寛徳元年秋にも伊予へ下ったと推量されるのである。兼長に能因が「明けむ春上らむ」と言ったといふのは、『後拾遺集』^{卷八(四八三)}、この寛徳元年秋・同二年冬の、伊予下向のときのことかも知れない。

以上をまとめると、能因の伊予(四国)下向は、現在のところ、

1 長久元年(一〇四〇) 春下向(『能因法師集』)

同 二年(一〇四一) 夏滞在(同右)

2 寛徳元年(一〇四四) 秋下向(『藤原家経朝臣集』)

3 同 二年(一〇四五) 冬下向(同右)

4 永承五年(一〇五〇) 四月晦方下向(『橘為仲朝臣集』)

5 同 六年(一〇五一) 正月下向(『藤原家経朝臣集』)

等の例を知ることができるのである。そこで彼の在京期間もおおよその見当がつき、能因が備中前司の頼家宅にしきりに訪れていたのは、ほぼ永承年間前半(一〇四六―五〇)頃のことであったと思われる。

五 頼家の歌道執心の自覚

頼家邸や道雅山荘での歌会以外にも、同好の士の会合は、あちらこちらで開かれていた。たとえば、頼家の姉妹が嫁いでいた源資通(一〇〇五―一六〇)邸やその別業では、長久三年(一〇四二)頃から、頼実や家経や範永らが入りし、作歌に興じていた。『故侍中左金吾頼家集』(84)には、

長久三年、右大弁通山家にて、「夜深待月」といふ題

と詞書する作があり、また「八月十五日夜、右大弁家、『月似昼』題を」(38)とか「右大弁の家にて、九日、翫菊」(50)等と題する詠草が収録されている。なお、『藤原家経朝臣集』の永承元年(一〇四六)暮春に詠じたと思われる、「暮春詠尋花日暮」と題する一首(63)は、『範永朝臣集』の「花を尋ねて日を暮す」といふ題を、左大弁の家にて「詠じた歌(161)と同時期のもので、千葉義孝氏「藤原範永の、資通邸に家経・範永らが会合したことが明らかとなるが、『家経集』には別に永承三年(一〇四八)冬の、「於左大弁八条別第、詠冬夜長」と詞書する一首(92)も

あつて、ここでの歌会が相当期間続けられていたことを知るのである。

さらに、家経自身も八条の自邸で歌会を開いていたのであつて、『範永集』に「水の上の月、木工頭の八条の家」にてと詞書する詠(158)がある

が、同集(43)の詞書に「木工頭家経」とありなお、『平安遣 かつこの文』六二三参照

ときの家経の詠二首も、『家経集』(71)(72)に「八条の家にて、人々二首、

水上月」と題して収録されているので千葉氏前掲 論文参照、この「八条の家」

が家経邸であることは明白である。『家経集』の年代的配列の原則から推すと、この会合は永承元年(一〇四六)秋に行なわれていることになる。

このほかにも、永承五年(一〇五〇)十一月には、伏見の橘俊綱の家で、能因や良暹や範永・藤原国行・源仲頼らの詠を集めた歌合が開催され「俊綱朝臣、また永承六年(一〇五一)二月に出家した式部大輔資業の家でも、能因の歌などによる歌合が開催されていた『万代集』。卷五

俊綱の家には、その尾張守時代(永承四年一〇四九任か)に為仲が訪れており前述、参照、また範永や源頼綱らも出入していた『後拾遺集』卷一(二三三)・卷三(二二三)

一。その他、「宮内卿経長が桂の山庄」同集卷三(二二七) 範永 侍中、左金吾(頼・重経が稻荷の山もとの山庄)『橘為仲朝臣集』・「皇太后宮の亮公基

が六条の家」同集・「勘解由次官(が)もと」同集・「右の馬の頭経信が家」

同などの居宅にて、歌詠みを自認するメンバーたちが、たびたび会合を開いていたのである。

彼らは自邸で歌会を持つとともに、仲間のところにも出かけて行つ

たのである。頼家は頼実と一緒に「橘義清が家に歌合し」て、「庭に秋の花を尽す」という心を、

我が宿に千草の花を植ゑつれば鹿の音のみや野べに残らむ『後拾遺集』

卷五「秋下」
(三三一)

と詠じ、また、「師賢の朝臣梅津の山庄にて、『田家秋風』といふ心をや」んで、

宿近き山田のひたに手もかけで吹く秋風に任せてぞ見る

の一首を得ている同集同卷(三六九)。おそらく、『頼実集』の「梅津に四条中

納言頼定などおはして、夕暮れに舟に乗りて、『葦の花雪の如し』とい

ふ題を」と詞書する詠草(50)はこの師賢の梅津山庄での詠歌の折のもの

と思うが、そうすると、これは寛徳二年(一〇四五)正月の定頼入滅以前の出来事とすることができよう。

すなわち、六人党およびその周辺の歌人たちの私的で小規模な会合

は、長久末年(一〇四二—三)頃から発生し、寛徳・永承年間に至つ

ていよいよ隆盛になっている様子が見られるのである。これは、

要するに無二無三の歌壇の権威藤原公任が長久二年(一〇四二)正月

一日に薨じ、その子の四条中納言定頼も寛徳二年(一〇四五)正月に

入滅するに至つて、後朱雀朝から後冷泉朝の御代がわり前後から、頼

家をはじめとする六人党とその仲間たちが、それぞれの和歌執心の道

をたどり始めたことを意味するであろう。彼らには、いわゆる秀歌

・名歌を詠出するという力はなかったかもしれない。しかし、彼らが

独立的に歌会・歌合を主催し、歌道形成に目覚めて行つた事実是否定

できないのであって、いわば一握ぎりの権威者だけに独占されていた歌の流れは、質的には薄まりつつも、その底辺を一段と拡大して行ったということが言えるのである。

永承三年（一〇四八）三月二日、奈良の興福寺では前年正月から企画されていた再建が成って、華やかな供養が繰り広げられていた。関白頼通に従駕していた「散位源朝臣頼家」も、大膳大夫藤原範永朝臣や周防守藤原朝臣隆方とともに、堂童子右方十四人の一人に加えられ、いささか光栄の感激にひたっていた『造興福寺記』ともすれば公務に熱中しがちな頼家であった。けれども、歌作への情熱も次第に強くなりつつあったのである。

（一九七四・九・三）

（文芸科助教授）